

## 並行在来線に対する国の支援制度

### ① 貨物調整金

J R 旅客会社から経営分離された並行在来線区間を J R 貨物が走行する場合に、使用実態に応じた線路使用料が支払われるよう調整する措置。

平成 25 年度から並行在来線開業が相次ぐことを見据え、これまで措置されてこなかった、開業準備のための要員養成費や開業初年度分の固定資産税のうち貨物相当分について支援。

### ② J R からの譲渡資産に関する税制特例措置

整備新幹線の開業に伴い J R 旅客会社から分離される並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ・登録免許税  | } 非課税                  |
| ・不動産取得税 |                        |
| ・固定資産税  | } 課税標準 20 年間 1 / 2 に軽減 |
| ・都市計画税  |                        |

### ③ 地域鉄道への助成制度

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

- ・安全な輸送を継続するために必要な設備の整備への支援  
補助率：1 / 3  
補助対象：軌道改良、信号保安設備改良、変電所改良 等

### ④ 災害復旧助成制度

災害復旧事業費補助金

- ・災害復旧事業（原形復旧を原則）への支援  
補助率：1 / 4（関係地方公共団体と同額を補助）  
補助対象：災害を受けた鉄道の施設

### ⑤ 地方財政措置（平成 25 年度新設）

地域鉄道事業者による施設・設備への投資に対して、地方公共団体が行う補助への地方財政措置

- ・並行在来線に対する J R からの譲受資産  
貨物調整金の対象とならない旅客分への補助について元利償還金に対して交付税措置（45%）
- ・その他の施設・設備  
元利償還金等に対して交付税措置（30%）